

## CM方式活用協議会規約（案）

## （目的）

第1条 CM方式活用協議会（以下「協議会」という。）は、国土交通省、地方公共団体、建設業界団体が、地方公共団体におけるCM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用方策を検討・協議し、その成果を普及・啓発することを目的とする。

## （事業内容）

第2条 協議会においては、以下に掲げる事業を実施する。

- 一 CM方式による事業の実施状況の調査
- 二 CM方式活用に向けた課題の検討と提言
- 三 CM方式の普及・啓発

## （メンバー）

第3条 協議会のメンバーは、建設業団体の代表者、学識経験者、国土交通省、地方公共団体により構成する。

## （座長）

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は協議会の議長となり、議事の進行に当たる。

## （事務局）

第5条 協議会の事務局は、国土交通省総合政策局建設業課及び建設市場整備課が行う。

## （協議会の招集）

第6条 協議会の招集は、座長が必要に応じて行う。

## （関係者からの意見聴取）

第7条 座長は、必要と認めるときは、関係者の協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

## （雑則）

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

- 2 協議会は、出席委員の総意をもって本規約を改正することができる。